

(趣旨)

第1条 この告示は、荊田町公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム インターネットを通じて、対象施設の空き状況の確認及び予約等のサービスを提供するシステムをいう。
- (2) 対象施設 予約システム上で公開している公共施設をいう。
- (3) 利用者登録 予約システムを利用する個人又は団体の必要な事項を登録することをいう。
- (4) 登録者 予約システムを利用して対象施設の利用予約を行う個人又は団体で、利用者登録が完了したものをいう。
- (5) 利用者ID 利用者の登録の際、登録者を識別するために付す番号をいう。
- (6) パスワード 利用者IDと組み合わせて登録者を認識するために使用する符号をいう。
- (7) 閲覧者 予約システムを利用して施設の利用予約状況を閲覧する個人又は団体をいう。

(対象施設)

第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 向山公園
- (2) 大熊公園

(利用者登録の申請)

第4条 利用者登録を希望する個人又は団体(以下「申請者」という。)は、荊田町公共施設予約システム利用者登録等申請書(別記様式。以下「登録等申請書」という。)をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合、申請者を特定するために必要な氏名その他を明らかにする書面等の提示を求めることができる。

(利用者登録)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合、利用者登録の可否を審査し、適当であると認めるときは、利用者登録を行うとともに、当該申請者に利用者登録が完了したこと及び利用者IDを通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、町長が特に認めるものについては、利用者登録ができるものとする。

(利用者登録事項の変更)

第6条 登録者は、利用者登録に係る事項について変更しようとするときは、登録等申請書を遅滞なく町長に提出しなければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

(利用者登録の廃止)

第7条 登録者は、利用者登録の廃止を希望するときは、登録等申請書を町長に提出しなければならない。

(利用者登録の抹消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定による利用者登録の廃止の申請を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
- (3) 登録者への通知又は連絡を行うことができないと認めたとき。
- (4) 本告示の規定に違反したとき。
- (5) 予約システムのほか施設の運営を故意又は重大な過失により破壊若しくは妨害したとき。
- (6) その他利用者登録を抹消すべき事由があると町長が認めたとき。

(対象施設の予約)

第9条 登録者は、対象施設を使用しようとするときは、ID番号及びパスワード等を用いて予約の申込みをすることができる。

2 町長は、前項又は第4項の規定による予約の申込みがあったときは、当該予約の申込みのあった対象施設の予約の申込みの状況に応じて予約の決定を行うものとする。

3 町長は、予約の申込みが複数あると見込めるときは、期間を定めて予約の申込みを募り、抽選等により予約の決定を行うものとし、その結果を当該予約の申込みをした者に予約システムにより通知するものとする。

4 予約システムを利用することができないとき、又は町長がやむを得ないと認めるときは、対象施設の申込窓口において施設の使用に係る予約の申込みを行うことができる。

(利用予約の失効)

第10条 登録者が予約システムにより対象施設の利用予約を行った場合、利用日又は予約を行った日から起算して3日以内のいずれか早い日までに使用料を支払わなかったときは、当該対象施設の利用予約は、失効する。

(利用予約の制限)

第11条 町長は、必要と認めるときは、予約システムによる利用予約を制限することができる。

(禁止事項)

第12条 登録者及び閲覧者は、施設の空き状況の確認及び予約以外の目的で予約システムを利用してはならない。

2 登録者及び閲覧者は、予約システムに不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)をしてはならない。

3 登録者及び閲覧者は、予約システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。

4 登録者は、利用者ID及びパスワードを第三者に使用させてはならない。

5 予約システムにより対象施設の利用を行おうとする個人又は団体は、重複して利用者登録を申請してはならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条、第6条、第7条関係)

別記様式(第4条、第6条、第7条関係)

葛田町公共施設予約システム利用者登録等申請書

利用者ID										
申請日	年 月 日			申請区分	1. 新規 2. 変更 3. 廃止 (該当番号に○印)					
団体	団 体 名	ふりがな	管理者 確認欄	受付・本人確認	入力		確認			
			本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 学生証						
		旧団体名(変更の場合のみ記入)		☐ パスポート ☐ マイナンバーカード						
			☐ その他()							
		登録人数	名	登録年度	年度					
		所属団体	☐ 社会教育関係団体の登録有り							
		所属団体名								
代表者 氏名	ふりがな	申請者 氏名	ふりがな							
			※代表者と同じ場合は記入不要です。							
	〒	申請者 住所	※代表者と同じ場合は記入不要です。 〒							
代表者 電話番号	☎	申請者 電話番号	※代表者と同じ場合は記入不要です。 ☎							
個人	氏 名	ふりがな	住 所	〒						
	電話番号	☎	生年月日	年 月 日	登録年度	年度				
通知用 メールアドレス		※町より通知等行う場合がありますので、必ず記載してください。 ※o(英語)と0(数字)などの混雑回避のため手書きの際はなるべく丁寧に記載をお願いします。								
利用目的		※該当するものに○ 野球〈軟式〉・ソフトボール・サッカー・グラウンドゴルフ・陸上競技・テニス・ソフトテニス その他()								
主な使用施設			パスワード		(4桁～12桁の英数字)					
備 考										

管理者記入欄	☐ 町内在住 ☐ 町内在勤 ☐ 町内在学 ☐ 町外
--------	---

- 記入上の注意
- 1. 太枠欄は、記入しないでください。
 - 2. 申請時に本人確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証、学生証等をお持ちください。
 - 3. 記入及び提出いただいた個人情報については、葛田町公共施設予約システムに係る業務のみに使用します。
 - 4. 虚偽の記載等が発見された場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。